

総務常任委員会の所管事務調査について（案）

令和8年8月4日

1 調査事項

人と動物が関わる生活環境上の課題について

2 目的

人と動物が関わる生活環境上の課題について、その対応に向けた方策等を調査し、必要に応じて提言をすること

3 期間

調査終了まで

4 方法

委員会の協議により、所管課に報告や資料提出を求めるとともに、他市の取組等について調査等を行ない、報告書を作成する。

5 スケジュールのイメージ

8月4日	・調査事項、目的、期間、方法等の決定
8月～1月	・所管課から現況、取組内容等について報告 ・他市の対応事例等の調査
2月	・意見のとりまとめ（課題、提案等の協議）
3月定例会	・総務常任委員長報告

6 参考条文

（1）小田原市議会会議規則 第70条（所管事務の調査）

常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。